

災害に強い山づくり

9月21日、町の森林経営計画および治山事業について、地域振興課からの説明を受け、現地調査を行いました。

須恵町の森林

須恵町森林面積は、町の総面積1631畝に対し650畝、町の総面積の40%を占めています。

地域の实情に即した森林整備を推進するため、伐採や造林、間伐の方法、鳥獣害の防止など、森林のマスタープランである森林整備計画を策定しています。

森林は林産物供給、水源の涵養、山地災害の防止機能の発揮を通じて、地域住民の生活に深く結びついています。



間伐事業により開設された作業道

さまざまな事業

森林の適切な管理が行われないと、土砂災害や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、収益が見込まれる森林では、小規模な森林や複数の所有者からなる森林を集約化し経営委託を促進していく「森林経営計画」。長期間整備がなされていない人工林を健全な状態となるよう、県の森林環境税を活用し間伐等を行う「荒廃森林整備事業」。また



鳥獣被害防止策「シカネット」



整備状況を確認



複数の治山ダム

適切な管理が行われていない森林においては、町が経営・管理を集積し、林業経営者への委託などで整備を図る「森林経営管理制度」など、さまざまな事業が展開されています。

治山ダム

治山事業も、森林の維持造成を通じて、災害に強い山づくりを行う重要な事業です。

山には、川や土砂をせき止めた小さなダムのようなものを見かけます。

これも事業の一つで、治山ダム（農林水産省所管）といひ荒廃している溪流や斜面崩壊箇所の下流

に設置し、背面に土砂を堆積させることで、浸食の進行を防いでいます。

町では、昭和50年度から令和2年度末まで、92か所の治山施設を設置しています。

調査を終えて

須恵町では、今夏の長く続いた大雨においても甚大な災害は発生しませんでした。

これも、森林計画や治山事業の大きな成果ではないかと感じます。地域住民に直接目に触れる機会が少ない事業であるものの、町民の安全が図られ、着実に事業が進められています。

委員会レポート | 文教厚生委員会

マイナンバーカードの普及促進

8月6日、マイナンバーカードの普及促進に関する取り組みについて、住民課より説明を受け、意見交換を行いました。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度の目的は、国の政策として国民の行政手続きなどを簡素化することにより負担軽減を図り、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするためのものです。

申請と交付の現状

令和3年6月30日現在、福岡県全体のマイナンバーカードの申請率は41・5%、交付率は31・6%です。

須恵町は、8月1日現在で、申請率が44・6%、交付率が39・5%と県内60市町村の中で交付率は9位、糟屋郡の中でも新宮町に続き2番目に普及が進んでいる状況です。

今まで、町や地域の行事に出向き、出張申請受付を行ってきた成果が出ているようです。



さまざまな行事で実施されている出張申請受付

利点は

カードの申請は、写真撮影から手続きまで、役場で簡単に完了することが出来ます。

カードを取得することにより、自らの税や年金の情報を得ることができ、申告手続きも非常に簡単になります。

他にも、平日役場に行けない人でも、いつでも全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができます。

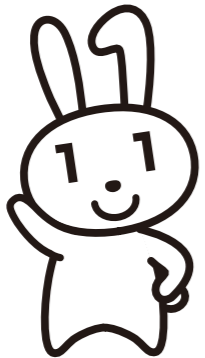
新たな取り組み

令和3年11月1日から、コンビニ交付の際、役場窓口申請よりも安手数料で取得することができるようになります。

また、須恵町では、令和4年2月25日までにカードを交付された取得者に対し、1人5000円の商品券を交付します。9月30日までの取得者には商品券を郵送し、10月1日以降に申請された人には交付当日に渡されます。

※6ページ参照

商品券の使用期限は令和4年2月28日まで！



今後は

さらにカードの取得を促すため、各公民館を回って開催する出張申



調査を終えて

「そもそも、マイナンバーカードを取得する必要性を感じられない」という声もあるようですが、行政は町民にさまざまなサービスや機能を幅広く詳細に周知し、マイナンバーカードを取得し活用することで町民の利便性を高めることが大切です。

それにより、取得者にとって、今までよりもっと暮らしの便利を得られ、安心した生活が送れると思います。



住民課より説明を受ける